

書評

日本女性史研究の新しい潮流

—『日本の近世 第15巻 女性の近世』に寄せて—

真栄平 房昭

はじめに—研究動向—

近年、日本女性史研究の分野では注目すべき新しい研究成果が続々と刊行されている。その事例をいくつか挙げてみると、『日本女性史』1～5巻（東京大学出版会、1982年）、脇田晴子編『母性を問う』上・下（人文書院、1985年）、近世女性史研究会編『論集近世女性史』（吉川弘文館、1986年）、女性史総合研究会編『日本女性生活史』（東京大学出版会、1990年）、近世女性史研究会編『江戸時代の女性たち』（吉川弘文館、1990年）、歴史科学協議会編『女性史研究入門』（三省堂、1991年）、総合女性史研究会編『日本女性の歴史－性・愛・家族』（角川書店、1992年）などの著作がある¹⁾。

女性史研究の分野では、歴史学の方法によって女性をめぐる諸問題を明らかにすべく、女性の社会的・経済的・宗教的地位、婚姻、家族関係、日常生活と男女の性別役割分担、あるいは親族・共同体との関係など、さまざまな領域にわたる問題の解明にこれまで取り組んできた。こうした学問的努力によって浮かび上がってきた新しい史実の豊富な蓄積によって、旧来の日本女性史像は

1) 女性史研究の詳しい動向については、以下の文献もあわせて参照。

「日本の女性史研究の現在と課題」（歴史科学協議会編『女性史研究入門』三省堂、1991年）、脇田晴子・林玲子・永原和子編『日本女性史』（吉川弘文館、1987年）、女性史総合研究会編『日本女性生活史』第3巻 近世（東京大学出版会、1990年）。なお、研究文献の探索については、女性史総合研究会編『日本女性史研究文献目録』（東京大学出版会、1983年）、同『日本女性史研究文献目録Ⅱ』（東京大学出版会、1988年）のほか、『史学雑誌』の文献目録・回顧と展望（史学会発行）などが有用である。

一新されつつあるといってよいだろう。本書の内容紹介に入る前に、まず各章の論題と執筆者を示しておく。

序章（林 玲子 執筆）

- 1 飯盛女（宇佐美ミサ子）
- 2 武家社会に生きた公家女性（久保貴子）
- 3 間引きと堕胎（桜井由幾）
- 4 儒家女性の生活－頼梅颺の仕事と出産・育児（鈴木ゆり子）
- 5 農村女性の結婚（増田淑美）
- 6 家事の近世（小泉和子）
- 7 働く農村の女たち－加賀『農業図絵』を読む（長島淳子）
- 8 近世の女流画家たち（パトリシア・フィスター）
- 9 師弟愛（柴 桂子）
- 10 天保改革期の一旗本女性の肖像（関 民子）
- 11 外国人がとらえた日本女性（小川幸代）
- 12 養生と介護（菅野則子）

収録された各論考は、いずれも示唆に富む内容を示しているが、限られた紙幅ですべての論考を詳しく紹介することは不可能である。そこで、次のような特徴に注目しながら、主要な論点をとりあげるかたちで論評したい。

- ① 女性の一生（ライフサイクル）と、その日常性を重視した編集姿勢。
- ② 絵画・文芸資料を積極的に活用し、豊かな歴史像を提示していること。
- ③ 江戸時代の武家、公家、儒家といった支配層だけでなく、多様な社会階層の女性たちに注目し、複合的・多面的な女性像を提示していること。

本書の内容とその特徴

序章では、「近世社会は男性一色にぬりつぶされている」という歴史認識が提示され、「人口の半分近くを占めていたはずの女性の動きをみることなくして歴史が語れるのであろうか」という批判から出発して、「『女性の近世』は個々

の女性に、また群としての女性に焦点をあて、近世社会に生きた女性たちの実像をさぐることにつとめ、厚みのある歴史研究に近づきたいと考えて編纂した」という編集方針を述べている（10 ページ）。

本書の編集責任者である林玲子氏は、近世社会における規範体系としての幕府法が、女性にどのように作用したかという問題にまず注目し、これを犯罪と刑罰をめぐる視点から論じている。具体的には、死刑につぐ重刑とされた遠島（島流し）に処せられた女性たちをとりあげ、東京都公文書館所蔵「流罪人名帳」等の史料を詳細に分析することにより、100名近くの女性流人たちの埋もれた歴史を浮かび上がらせている。

① 女性のライフサイクルと日常性の重視

全体的にみて高く評価すべきだと思われる点は、女性の一生（ライフサイクル）にかかわる基本的問題が重視されていることである。たとえば、日常の暮らしと労働、結婚、妊娠、出産、墮胎、子育て、家事、老人介護といった視点から「生活史」の諸側面、あるいは教養、娯楽、宗教といった文化面にわたる問題がとりあげられ、それらの実態を史料に即して女性の視点から綿密に叙述することにより、日々の生活で汗を流して働き、家族とともに暮らし、やがて老いをむかえて死んでいく人間の姿が鮮やかに浮き彫りにされている。

ヒトの誕生、いわば人生の始まりにあたる「出産」。それを意図的に抹殺するという深刻な問題にアプローチした3章の「間引きと墮胎」では、江戸時代の人口政策や社会状況と関連づけながら、間引き（生まれた子を嬰児のうちに殺すこと）や、墮胎（妊娠中の胎児を殺すこと＝妊娠中絶）の実態が詳細に明らかにされている。

5章「農村女性の結婚」では、当時の人口の大部分を占めた農村の女性たちが、具体的にどのような手続きで結婚したのかという問題を、名主の日記その他の史料によって検証している。

6章「家事の近世」は、江戸時代の女性の日記類や家政学文献を用いて食生活や家事労働の歴史的变化を読み解いており、家事の中でも「洗濯」に注目した

ユニークな視点が興味深い。江戸時代の家事にたいする社会的通念は必ずしも一元的なものではなく、男も家庭にたいする責任を負っていた。しかし、妻ないし主婦として以外に女性の生きる場所がない封建的家制度の中で、身分を問わず、すべての女性に家事の義務化、婦徳化が強制され、料理・洗濯・掃除・裁縫など、現代に連なる家の基本がすでに18世紀にはできあがったという。その頃から家事労働がしだいに多様化、増大化した一つの要因として、「武士のサラリーマン化による専業主婦の出現」が大きく影響している。近世にはすべての女性に家事が義務化、婦徳化され、さらに近代以降の日本では、国家と資本の要請による「良妻賢母」という論理がいっそう強く女性を縛っていくのである（224～226ページ）。

7章「働く農村の女たち」は、農村における労働形態の変化をつうじて、男女の「性別役割分担」の問題などを明らかにした点でも興味深い。それによれば、近世前期の農村では中世末期にくらべて、女性が農業に従事する機会が増えた。農業にとって基幹労働といえる田畠の耕起作業や牛馬をあやつる重労働を、男が担うことによって、女はそれ以外の作業や家事・育児・老人・病人の介護などに従事するという結果を招いた。また、出産・育児にともなう一定期間の労働休業も女性の立場を不利にする要素となり、こうした労働形態における男女間の差異が農民家族内における「男性優位の構造」を生み出した一因とみられている（258ページ）。

12章「養生と介護」では、人間にとて不可避的な「死」、それにいたる病いや老い、介護と養生といった問題に鋭い眼ざしが注がれ、前近代の「家」制度や家族との関連で詳細に論じている。江戸時代の健康法として、「養生論」が具体的に紹介されており、近世医療史の面からも興味深い指摘が多々ある。また、「老人」の基準を歴史的にみると、現在では、公的には「65歳以上」が老人とされるが、江戸時代における「老人」の基準は流動的で絶えず変化しているという指摘も興味深い（390ページ）。

日本で「家」制度が確立し、民衆レベルで儒教的倫理が浸透せしめられてい

くのは、江戸時代のことであった。その歴史過程において儒教的道徳観念を基礎にした「家」制度を媒介として、家族の病い、老いからくる介護の仕事は、とりわけ「女性のはたすべき役割」とされてきたという（396ページ）。このような老人介護をめぐるテーマは、高齢化社会をむかえつつある現代日本の問題を歴史的視点から考える上でも、きわめて示唆に富む内容である。

② 絵画・文芸資料の活用

歴史を読み解く方法の一つとして、文献資料のみならず、絵などの画像資料に込められた意味を分析する図像解釈学（イコノロジー）がある。この手法は日本史の研究分野にも取り入れられ、注目を集めつつある。本書においても、画像素材が有効に生かされており、巻頭の32ページにわたるカラー図版を参照しながら文章を読むと、豊かな歴史イメージを喚起してくれる。

7章の「働く農村の女たち」は、加賀国石川郡御供田村（金沢市）に残された享保2年の『農業図絵』を詳細に検討している。農業経済史の分析に図像解釈の方法を有効に生かした貴重な成果といえよう。

8章「近世の女流画家たち」では、外国人の日本研究者であるパトリシア・フィスター²⁾が、一般の美術史のテキストにはほとんど紹介されがなかった近世の女流画家たちの絵画資料を丹念に分析し、独自の解釈を打ち出している。

江戸後期になると、文芸や美術の世界で女性の活躍が目立ちはじめる。また、藩校、私塾、寺子屋などの普及により、男子だけでなく女子にも読み書きが教えられ、庶民もふくめて文化や教育への関心が高まっていった。その動きに対応して詩集、小説、旅行案内記などの出版ブームが起こり、女訓書の「貞女」

2) パトリシア・フィスター（Patricia Fister）は日本近世絵画史専攻。英文で刊行された論文・著書として、次のものがある。

“The Life and Art of Chō Kōran,” in *Flowering in the Shadows: Women in the History of Chinese and Japanese Painting*, University of Hawaii Press, 1990. *Japanese Women Artists, 1600–1900* (Spencer Museum of Art/Harper & Row), 1988.

イメージとは異なる個性的な女性像を紹介した小説類の流布によって、女性読者たちは「家」に縛られないライフスタイルに気づき、新たな方向を探す刺激を与えられたという。

18世紀後半以降、多くの女流画家たちを生みだした知的環境は、中国文化の勉強に熱中する文人画（南画）のサークルであった。中国の文学、哲学、美術などに深い関心をよせた文人たちのサークルが、漢詩や絵画の創作の場にもなったという指摘（270ページ）は、日中文化史の深い結びつきを女性史の視点から示唆した点でも大変興味深い。

③ 複合的・多面的な女性像を提示

本書の大きな特徴の一つは、武家、公家、儒家といった支配層だけでなく、農民、飯盛女、画家など多様な生き方をした女性たちをとりあげ、まさに複合的・多面的ななかたちで近世の女性像を提示していることである。その一例として、下級武士の場合をみよう。

江戸時代の武士は幕府や藩に仕官し、今日でいう給与にあたる扶持をもらって家計を支えていた。本書によれば、女性史研究の現段階では、「いわばサラリーマン家庭に相当する武家女性の日常生活についてはまだ明らかでない点が多い」という。その未開拓の領域に分析のメスをいれた4章「儒家女性の生活」によれば、下級武士の妻は、「職住分離という点で近代的なサラリーマン家庭の『主婦』に系譜的につながっていく」という点で、現代社会にも連なる重要な観点が示されている（130～131ページ）。

分析の具体例として、頼山陽の母である頼梅颺の日記などを素材に、女性の家事労働・出産・養育・娯楽などの生活実態がきめこまかく考察されている。梅颺は手習いの師匠をつとめ、詠歌や読書などの教養を身につける一方、相撲見物や社寺参詣、花見、旅行にも積極的にでかけるなど、自由闊達な女性であったという。そして、「武家女性は家を守るという役割を果たしたうえでは、むしろ自由ともいえるほど、一個の人間として自らのために生きる部分ももっていた」（165ページ）と結論づけている。ただし、このようなかたちで自己確

立をゆるされた江戸時代の女性は、ごく少数派であった。

自立とは対照的に、男性へ従属を強いられた「飯盛女」のような不遇な女性が数多く存在したという問題は、当時の日本社会の実態として看過できない。「飯盛女」とは、表向きは旅籠屋で酒食の世話をする「賄い婦」だが、実際には旅客に売春を強要された娼婦で「宿場女郎」とも呼ばれた。ドイツ人医師ケンペルの『江戸参府旅行日記』によれば、大小の旅館・茶屋・小料理屋などには売春婦が多くおり、「日本ではすべての公共の旅館はまた公けの娼家である」とも述べている(362ページ)。これは日本社会で公的売春が広く行なわれていた事実を示すもので、その背景には、江戸の吉原遊廓に象徴されるように、幕府という国家権力の公認のもとで全国各地に「公娼制」が存在したのである。

近代への展望－むすびにかえて－

以上にみられるように、本書は日本の近世女性史を多彩な視点から明らかにし、従来の通史にない新鮮で豊かなイメージを浮かび上がらせるに成功している。従来、江戸時代の女性が「書かれた歴史」の表舞台に登場する例は、武家や公家などの上層身分に属する女性でもごく少数に限られていた。しかも家父長制イデオロギーや儒教道徳の観点から、「孝女」・「賢婦」・「貞女」といった定型化した女性像が求められ、大名や武士の妻の人物伝やエピソードを中心とりあげたのが多かった。

その一方で、幕藩制社会を根底から支え、人口の大多数を占めた一般民衆の女性たちの歴史は長く埋もれたままで放置され、それらの実像を〈歴史叙述〉の世界に見いだすことは少なかった。

これに対し、最近の女性史研究の新たな動向をふまえて編集された本書は、武家や公家などの支配階層だけでなく、さまざまな階層の女性たちの生き方に光をあて、そこから浮かび上がった諸問題を、社会史的な視点をまじえて構造的に把握することに力を注いでいる。すなわち、近世の女性をとりまく多様な社会状況の中で問題を深く掘り下げ、その本質に迫ろうとした意欲的な試みと

して、本書は旧来の研究レベルを乗り越え、現段階における近世女性史研究の一つの到達点を示すものと考えられる。ただし、望蜀の念を付け加えるならば、近世から近代の女性史を展望するかたちで、全体的な問題を総括する一章があれば、本書の価値はいっそう高まったのではないだろうか。

たとえば、女性の「売春」という問題について、近世日本では社会的に無頓着であり、それを国家が「公娼制」として保護し、公けに認めてきた歴史があった。そのような歴史的体質は、近・現代の日本社会にどのように継承されたのであろうか。この点は、とりわけ看過できない重要な問題であろう。そこで、最後に近代日本における公娼制と売春問題について言及し、拙稿を閉じることにしたい。

幕藩制国家の崩壊から数えて約30年後、1900年に明治政府は娼妓取締規則（内務省令第44号）を制定した。これによって国が公娼制を正式に認める結果となった。

1890年前後に約3万人だった娼妓の数は、1920年には5万人を超すほどに増加し、さらに明治初期から昭和の初めにかけて、「からゆきさん」とも呼ばれた出稼ぎ娼妓を海外へ送り出した。日本の大陸進出にともなう娼楼（売春宿）の隆盛を背景として、多くの女性たちが売春業者の手をへて海外へ売られたのである。その渡航先は、朝鮮、満州、中国、ウラジオストクから遠くシベリアの果てまで、さらにアメリカ、東南アジア各地へと広がったといわれる。イギリス領ボルネオのサンダカンにおける日本人娼妓の歴史を取材した山崎朋子の労作『サンダカン八番娼館—底辺女性史序章』は、一般にもよく知られている。

近年では、アジア諸国をはじめオーストラリアやオランダでも批判が高まった日本軍による「従軍慰安婦」の問題、フィリピン、タイなど東南アジアで流行した日本人観光客やビジネスマンによる「買春ツアー」を生む土壌は、日本社会の歴史的体質とどこかで奥深く結びついていないだろうか。

日本で売春防止法が成立し、国が初めて売春行為を「悪」と公認したのは、1956年（昭和31）のことである。まだ半世紀にも満たない。日本の売・買春は、新

日本女性史研究の新しい潮流

たな風俗を装って歴史の中で次々と出現し、最近では海外における「買春ツアーア」のほかに、東南アジアをはじめ世界各地から売春婦が日本に流入し、さらにはエイズ問題などもからんで、深刻な国際問題を生じている。

こうした現代の日本と世界の女性をめぐる問題の本質を見極めるためにも、われわれは歴史をさかのぼって、日本の近世女性史研究の動向にさらに注目していく必要を痛感する。本書は、そのための指針として重要な役割を果たしてくれるであろう。

(林玲子編、中央公論社、1993年11月、本文422頁、2,800円)